

令和 7 年度
芦原温泉上水道財産区水道事業会計
資金不足比率審査意見書

あ わ ら 市 監 査 委 員

令和 7 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

令和 7 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期日

令和 8 年 7 月 21 日（火）

第 3 審査の概要

市長から提出された芦原温泉上水道財産区水道事業会計の資金不足比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼をおき、証拠書類と照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された令和 7 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計の資金不足比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って作成されているものと認められた。

一方、資金不足比率は次表のとおりで、資金不足額は生じていないことから経営資金の状況が著しく悪化している状況になく、今後とも経営の健全性確保に努められたい。

2 個別意見

芦原温泉上水道財産区水道事業会計の令和 7 年度決算における流動資産は 2 億 6,185 万 6 千円、流動負債は 1,081 万 2 千円であり、差し引き 2 億 5,104 万 4 千円の資金剰余額があり、良好な状態にあると認められる。

【審査資料】

1 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

この比率が経営健全化基準である20.0%以上となった場合は、経営健全化計画の策定等が義務づけられている。

(1) 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。
- 2 事業の規模は、法適用企業については「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

(2) 資金不足比率

比 率 名	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
資金不足比率	－	－	20.0%

(注)「－」の表示は、資金不足がないことを表している。

本年度決算において資金不足比率は生じていない。

なお、資金不足比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円、%)			
区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
流動負債 ①	14,864	10,812	△ 4,052
流動資産 ②	285,221	261,856	△ 23,365
資金不足額 (①－②) (A)	△ 270,357	△ 251,044	19,313
営業収益 ③	177,718	170,276	△ 7,442
受託工事収益 ④	60	106	46
事業の規模 (③－④) (B)	177,658	170,170	△ 7,488
不足比率 (A)/(B)×100	(△ 152.2)	(△ 147.5)	(4.7)

(注)「資金不足額」の欄について、資金に余剰額が生じている場合は金額を△表示し、不足額が生じている場合はプラス表示している。